

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱

制定 令和3年3月26日
改正 令和3年12月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において本市が実施する京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、次条第1号から第3号までに掲げる設備のうち、第5条に規定する設備（以下「補助対象設備」という。）を京都市内に設置する第4条に規定する交付対象者に対し、その経費の一部を補助することにより、住宅における再生可能エネルギー利用設備の普及拡大を図り、地球温暖化対策を推進することを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置及び発電した電力を供給するために設置される電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）等で構成されるシステムをいう。
- (2) 蓄電システム 電力を充電するための蓄電池及び充電した電力を供給するために設置される電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）等で構成されるシステムをいう。
- (3) 太陽熱利用システム 給湯等に利用することを目的として、集めた太陽エネルギーを熱エネルギーとして利用するために設置される太陽熱集熱器及び蓄熱槽等で構成されるシステムをいう。
- (4) 集会所 主として地域住民の集会に供せられる施設をいう。
- (5) 自治会等 自治会、町内会その他の住民が組織する団体をいう。
- (6) 申請場所 市長が受付業務を委託した、委託業務の受託者の窓口をいう。
- (7) 提出書類 交付申請書（第1号様式）、交付申請取下書（第4号様式）、変更承認申請書（第5号様式）、廃止承認申請書（第8号様式）、実績報告書（第11号様式）及び財産処分承認申請書（第14号様式）並びに各様式に応じ必要な添付書類をいう。
- (8) 提出 申請場所に提出書類が、書留により郵送され、又は持参され、到達することをいう。
- (9) 確認の完了 市長が受付業務を委託した委託業務の受託者が、提出書類に不備がないことを確認し、市長に報告することをいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 第15条第3項に規定する期日までに補助対象設備を設置し、実績報告書を提出することができる者
- (2) 実績報告書の提出の時点で、次のアからエまでに掲げるいずれかの要件を満たす者
 - ア 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に補助対象設備を設置する個人居住者又は個人所有者
 - イ 共同住宅に補助対象設備を設置する管理組合又はその代表者

ウ 集会所に補助対象設備を設置する自治会等又はその代表者

エ 購入の契約を締結する以前に、補助対象設備が設置された状態で建設工事が完了している、補助対象設備付の住宅（契約の締結日が、補助対象設備による発電に関する電力受給開始日又は補助対象設備の保証開始日のいずれか遅い日から起算して一年を経過したもの）を購入する個人

(3) 公租公課を滞納していない者

（補助対象設備）

第5条 補助対象設備は、別表第1に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（補助対象設備の設置場所及び使用場所）

第6条 補助対象設備の設置場所及び使用場所は、京都市内の建物で、かつ、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が実績報告書を提出する時点で所有し、又は居住している一戸建ての住宅、長屋、共同住宅若しくは集会所であること。ただし、集会所以外の場合にあっては、延べ面積の二分の一以上が居住の用に供されていなければならない（共同住宅における階段、廊下等の共用部分を含む。）。

2 申請者が建物を所有していない場合にあっては、その所有者の同意を得ていなければならない。

（交付申請書の提出）

第7条 条例第9条の規定による交付の申請は、交付申請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。

2 交付申請書は、交付申請年度ごとに市長が別に定める受付期間において、補助対象設備を設置する日の前日（申請者が第4条第2号エに該当する場合にあっては、購入の契約の締結日の翌日から起算して30日を経過した日）までに、別表第2に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

3 市長は、前項の受付期間を定めた場合は、速やかにその期間を公表するものとする。

4 第2項に基づき定める受付期間にかかるわらず、交付申請年度に提出された交付申請の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第8条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第5条に規定する補助対象設備の購入及びその設置工事に掛かる費用の総額とする。ただし、本要綱に基づく補助金以外の補助金を受けたものについては、その補助金の額を控除した額とする。

2 補助金の額は、補助対象設備ごとに次の各号に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 太陽光発電システム 1申請につき20万円

(2) 蓄電システム 1申請につき10万円

(3) 太陽熱利用システム 1申請につき10万円

3 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（交付申請年度の予算の上限額から、当該年度にすでに提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えないものとする。

なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、確認の完了を行ったものから先着順に条例第10条第1項に基づく調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付及び交付予定額を決定するものとする。

2 市長は、前項の調査により、補助金の交付を不適当と認めるときは、補助金を交付しないことを決定するものとする。

3 市長は、必要があると認めたときは、第1項に係る決定に関し、申請者に条件を付すことができる。

4 市長は、確認の完了を行った日から起算して30日を経過した日までに第1項又は第2項の決定をするものとする。

(決定の通知)

第10条 市長は、補助金を交付することを決定したときは、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付及び交付予定額を申請者に通知する。

2 市長は、一部又は全部の補助金を交付しないことを決定したときは、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とした補助金及びその理由を申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第11条 条例第13条第1項の規定による申請の取下げは、交付申請取下書（第4号様式）を提出することにより行うものとする。

2 申請の取下げを行うことができる期間は、前条第1項による通知を受けた日の翌日から起算して20日を経過した日までとする。

(申請内容の変更・廃止の申請)

第12条 第10条第1項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、補助金の額の変更を伴う申請内容の変更又は第15条第5項に規定する申請内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 申請内容の変更に係る資料

(2) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、申請内容の変更について承認することを決定したときは、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金変更承認通知書（第6号様式。以下「変更承認通知書」という。）により、変更の承認を交付決定対象者に通知する。

3 市長は、申請内容の変更について承認しないこととしたときは、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金変更不承認通知書（第7号様式）により、変更の不承認及びその理由を交付決定対象者に通知する。

4 交付決定対象者は、申請内容を廃止しようとするときは、廃止承認申請書（第8号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 申請内容の廃止に係る資料

(2) その他市長が必要と認める資料

5 市長は、申請事項等の廃止について承認することとしたときは、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金廃止承認通知書（第9号様式）により、廃止の承認を交付決定対象者に通知す

る。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、条例第14条第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付決定取消・変更通知書（第10号様式。以下「取消・変更通知書」という。）により、交付決定対象者に通知する。

(決定の取消し)

第14条 市長は、条例第22条第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、取消・変更通知書により、交付決定対象者に通知する。

(実績報告書の提出)

第15条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、実績報告書（第11号様式）を提出することにより行うものとする。

- 2 交付決定対象者は、補助対象設備の設置の後、当該補助対象事業の実績を記載した実績報告書に、別表第3に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、市長が申請内容の廃止を承認している補助対象事業については、この限りでない。
- 3 実績報告書は、別表第3に掲げる「補助対象設備による発電に関する電力受給契約内容のお知らせ又は補助対象設備の保証書」の発行日又は保証開始日のいずれか遅い日（以下「発行日等」という。）の翌日から起算して60日を経過した日若しくは交付申請年度の3月15日（3月15日が申請場所の閉館日である場合はその翌日）のいずれか早い期日までに提出しなければならない。
- 4 交付決定通知書又は変更承認通知書に記載の通知日が発行日等を超える場合にあっては、前項中「発行日等」とあるのは「交付決定通知書又は変更承認通知書に記載の通知日」と読み替えるものとする。
- 5 交付決定対象者は、やむを得ない理由によって、第3項に定める期限（以下「提出期限」という。）までに実績報告書を提出することができない見込みとなり、提出期限の延長を希望する場合は、提出期限までに、第12条第1項の規定による申請内容の変更の申請を行わなければならない。この場合において、市長は、理由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に限り、申請内容の変更について承認することができるものとする。申請内容の変更について承認することを決定した場合にあっては、交付申請年度の翌年度の3月15日を実績報告書の提出期限とする。

(交付額の決定等)

第16条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、確認の完了を行ったものから先着順に条例第19条に基づく調査を行い、適合すると認めるときは、当該交付決定対象者の交付予定額の範囲内で補助金の交付額を決定し、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付額決定通知書（第12号様式）により、交付決定対象者に通知する。

(補助金の支払い)

第17条 前条に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付請求書（第13号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項に規定する期間以内に請求がなされない場合は、補助金を交付しないことがある。
- 3 市長は、第1項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続の委任)

第18条 申請者は、第7条第1項に規定する交付申請書、第12条第1項に規定する変更申請書及び

同条第4項に規定する廃止申請書並びに第15条第1項に規定する実績報告書の作成及び提出を委任することができる。

(財産の管理等)

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった補助対象設備を、その法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該補助対象設備を設置した住宅等における使用に充てなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 条例第31条第1項の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金に係る財産処分承認申請書（第14号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認することを認めるときは、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金に係る財産処分承認通知書（第15号様式）により、次条に規定する補助金返還額を通知するものとする。

4 市長は、期限を定めて、前項で通知した補助金の返還を命じるものとする。

5 前項の納付期限は、納付命令のなされた日から20日以内とする。

(補助金返還額)

第21条 補助金返還額は、補助対象経費に次項に規定する減価償却費を減じて得たものに、補助率（補助金交付額が補助対象経費に占める割合）を乗じて得た額とする。

2 減価償却費は、補助対象経費に第20条の省令別表に規定する定額法の償却率（以下「償却率」という。）及び次項に規定する償却年数を乗じて得た額とする。

3 傷却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(補助金の経理等)

第22条 補助金の交付を受けた者は、条例第16条に従い、補助対象経費についての支出を明らかにした書類を整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の書類その他の証拠書類を、第20条第1項に規定する期間が経過するまでの間、保管しておかなければならない。

(協力)

第23条 補助金の交付を受けた者は、市長からの求めに応じて、次の各号に掲げる事項について協力をを行うものとする。

(1) 補助対象設備導入に係るアンケート

(2) 補助対象設備の使用状況の報告や設置写真の提出など、市長が必要と認める事項

(補則)

第24条 この要綱の施行に関して必要な事項は、環境政策局地球環境・エネルギー担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象設備	要件
全補助対象設備 共通	(1) 供給する電力又は熱の一部又は全部が、次のア又はイで使用されるもの ア 居住の用に供せられる部分（共同住宅における階段、廊下等の共用部分を含む。） イ 主として地域住民の集会に供せられる部分 (2) 未使用品であるもの。ただし、交付対象者が第4条第2号エに該当する場合はこの限りでない。 (3) 増設（設置場所において、第3条第1号から第3号までに規定する設備の一部又は全部を残置した状態で、同種の設備を設置することをいう。）に当たらないもの (4) 京都市地球温暖化対策条例第54条の規定により設置が義務付けられた再生可能エネルギー利用設備に当たらないもの (5) 法令、条例等に適合しているもの
太陽光発電 システム	(1) 常時設置場所に固定され、別表第1中、全補助対象設備共通の要件第1号ア又はイに掲げる部分の電力系統と電気的に接続されるもの (2) 設置される太陽光発電システムを対象として送配電事業者等と締結する電力受給契約において、受給最大電力が2.0 kW以上であるもの
蓄電システム	(1) 補助対象となる太陽光発電システムと同時に申請され、同時に設置されるもの (2) 太陽光発電システムが発電する電力を充放電することができるもの (3) 蓄電システムのパッケージ型番が、国が平成29年度以降に実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているもの (4) 補助対象設備を構成する蓄電池の蓄電容量（単位はkWhとし、小数点以下2位を切り捨てる。）の合計が4.0 kWh以上であるもの
太陽熱利用 システム	(1) 強制循環型（空気集熱型含む）のシステムとして、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受け、登録されているもの

別表第2（第7条関係）

添付書類
(1) 次のいずれかの書類 ア 契約書又は注文書及び注文請書等で、補助対象設備に係る工事請負契約又は機器の売買契約が締結されていることを証する書類の写し（以下「契約書等の写し」という。） イ 見積書等で、補助対象設備に係る工事請負契約又は機器の売買契約が締結される予定であることを証する書類の写し（以下「見積書等の写し」という。）
(2) 申請者の住民票の写し（コピー可。発行後3箇月以内のもの） なお、申請者が法人の場合にあっては、設置（予定）場所の建物についての登記事項証明書（コピー可。発行後3箇月以内のもので、現在の所有権の権利者が把握できるもの。）をもってこれに代える。

- | |
|---|
| (3) 補助対象設備の設置場所の付近見取図（設置場所所在地が容易に特定できるもの） |
| (4) その他市長が必要と認める書類 |

別表第3（第15条関係）

補助対象設備	添付書類
全補助対象設備 共通	<p>(1) 補助対象経費の支払いを証する領収書の写し 申請者氏名と一致した宛名及び発行日が明記されているもので、契約の相手方に補助対象経費を支払ったことが分かるもの</p> <p>(2) 契約書等の写し なお、交付申請書の添付書類として提出している場合は、省略することができる。</p> <p>(3) 交付申請時に、申請者の現住所と設置場所所在地が異なっていた場合は、次のいずれかの書類 ア 申請者の住民票の写し（コピー可。発行後3箇月以内のもので、記載された住所が設置場所所在地と一致しているもの） イ 設置場所の建物の登記事項証明書（コピー可。発行後3箇月以内のもので、現在の所有権の権利者が申請者と一致しているもの）</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
太陽光発電 システム	<p>(1) 補助対象設備による発電に関する電力受給契約内容のお知らせの写し (電力受給契約の概要が示され、受給最大電力が明記されているもの)</p> <p>(2) 補助対象設備の次の部分について、設置後の写真 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ</p>
蓄電システム	<p>(1) 補助対象設備の保証書の写し 申請者氏名と一致した宛名及び保証開始日が明記されているもので、補助対象設備のメーカーが発行するもの</p> <p>(2) 補助対象設備の次の部分について、設置後の写真 ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC／DCコンバータ ただし、蓄電システムのパッケージ型番が、保証書に明記されているか銘板の写真を用いて照合できること</p>
太陽熱利用 システム	<p>(1) 補助対象設備の保証書の写し 申請者氏名と一致した宛名及び保証開始日が明記されているもので、補助対象設備のメーカーが発行するもの</p> <p>(2) 補助対象設備の次の部分について、設置後の写真 ア 集熱器 イ 蓄熱槽 ただし、太陽熱利用システムの型式が、保証書に明記されているか銘板の写真を用いて照合できること</p>

第1号様式（第7条関係）

交付申請書

(宛先) 京都市长	申請日 年 月 日
申請者の現住所 (〒 - - -)	フリガナ
	申請者の氏名
	TEL : (- - -) - - - ※日中連絡がつく番号としてください。

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条第1項及び京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

補助対象設備の設置場所所在地	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同一の場所		
	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所以外の場所 (〒 - - -) 京都府京都市		
交付申請する補助対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム		補助金額 200,000 円
	<input type="checkbox"/> 蓄電システム（太陽光発電システムと同時設置に限る）		補助金額 100,000 円
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム		補助金額 100,000 円
設置予定日	年 月 日	今回補助申請額（合計）	金 ,000 円
設置予定の補助対象設備の内容 数値は小数点以下1位まで記入(2位切捨て)	太陽光発電システム 受給最大電力（予定） kW (2.0 kW以上)		
	蓄電システム	メーカー名	
		蓄電容量	kWh (4.0 kWh以上)
		パッケージ型番	
	太陽熱利用システム	メーカー名	
		B L認定の型式 (強制循環型)	
		集熱面積	m ²
景観手続	<input type="checkbox"/> 規制区域内であり必要	<input type="checkbox"/> 規制区域内だが不要	<input type="checkbox"/> 規制区域外であり不要

<委任状>	
私は、要綱第18条に規定する交付申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。	
会社名 :	
氏名 :	
所在地 : (〒 - - -)	
TEL : (- - -) - - -	
営業日 :	

(受付番号)	(完了番号)	この欄は記入しないでください
受付日	完了日	

* 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

【誓約事項】私（申請者）は、交付申請を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。

- 市税等（公租公課）を滞納していません。
- 申請する設備は増設に当たりません。また、法令、条例等に適合して設置されます。
- 申請する設備の設置場所及び使用場所は、住宅（面積の1／2以上が居住の用に供されている）又は地域の集会所として利用される、京都市内の建物です。
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。

【交付申請の添付書類】チェックをして確認して下さい。

- 次のいずれかの書類
 - 契約書等で、請負契約又は売買契約が締結されていることを示す書類のコピー
 - 見積書等で、請負契約又は売買契約の締結予定であることを示す書類のコピー
- 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
- 補助対象設備の設置場所の付近見取図（所在地が容易に特定できるようにしてください。）

実績報告には、以下の書類が必要です。早めの御準備を、また受取忘れの無いようお願いします。

- 1 領収書のコピー（設備の設置に掛かった経費をお示しいただく必要があります。）
- 2 契約書のコピー（交付申請時点で契約を締結しておらず、見積書等で申請を行った方のみ。）
- 3 「交付申請時の申請者の現住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっている方のみ、次のア又はイの書類を追加で御提出いただき、申請条件に適合することをお示しください。
ア 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいただきます。
イ 設置場所の建物の登記事項証明書（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいただきます。

交付申請を行う設備ごとに、次の4～6の書類

- 4 太陽光発電システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー
イ 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真
- 5 蓄電システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 保証書のコピー（メーカー発行）
イ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC／DCコンバータ」の設置後写真
※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること
- 6 太陽熱利用システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 保証書のコピー（メーカー発行）
イ 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真
※B L認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること

交付決定通知書 を別住所に送付 する場合の住所	(〒　　-　　)
-------------------------------	----------

※ 新築・改修等で現在仮住まいをしており、申請者の現住所と郵送希望先が異なる場合に限ります。
申請者御本人以外へ郵送することはできません。

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付決定通知書

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により交付申請がありました、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項及び同要綱第10条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助対象設備 太陽光発電システム
 蓄電システム
 太陽熱利用システム

- 2 補助金交付予定額 円

3 交付の条件

- (1) 補助対象設備の設置に法令に基づく手続が必要な場合は、必要な手続を実施すること。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出ること。
 - ア 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (3) 当該補助事業の実施実績を、同要綱第15条第3項に定める期日までに、実績報告書（第11号様式）により市長に届け出ること。
- (4) 市長は、本通知を受けた者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。
 - ア 申請書に虚偽の記載をするなど、不正の手段により補助を受けようとした、又は受けたとき。
 - イ 同条例及び同要綱に定める規定に違反したとき又は期日までに実績報告の届出がなかったとき。

4 申請の取下げ

当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある時は、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に申請の取下げをすることができる。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金不交付決定通知書

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により交付申請がありました、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第2項及び同要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 不交付とした設備 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム
<input type="checkbox"/> 蓄電システム
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム |
| 2 不交付とした補助金額 | 円 |
| 3 不交付の理由 | |

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

第4号様式（第11条関係）

交付申請取下書

(宛先) 京都市长	提出日	年	月	日
申請者の現住所 (〒　　-　　)	フリガナ			
	申請者の 氏名			
	TEL : (　　) -			
※日中連絡がつく番号としてください。				

京都市補助金等の交付等に関する条例第13条第1項及び京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第11条第1項の規定により交付申請を取り下げます。				
交付決定番号 :	第号	交付決定日 :	年	月
申請を 取り下げる 設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システム（太陽光発電システムと同時設置に限る） <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム		補助金額	200,000 円 100,000 円 100,000 円
		取下げ額（合計）	金	,000 円
取下げの理由				

(受付番号)	(完了番号)	この欄は記入しないでください
受付日	完了日	

本交付申請取下書の提出に対し、京都市が通知を行うことはありません。

変更承認申請書

(宛先) 京都市长	提出日 年 月 日
申請者の現住所 (〒 -)	フリガナ
	申請者の 氏名
	TEL : () - ※日中連絡がつく番号としてください。

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号及び京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第12条第1項の規定により、交付申請内容の変更についての承認申請を行います。

交付決定番号 :	第 号	交付決定日 : 年 月 日	
補助対象 設備の設置 場所所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の現住所と同一の場所		
	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所以外の場所 (〒 -) 京都府京都市		
変更後の補助 対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	補助金額 200,000 円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電システム(太陽光発電システムと同時設置に限る)	補助金額 100,000 円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	補助金額 100,000 円	
設置予定日	年 月 日	変更後補助額(合計)	金 ,000 円
設置予定の 補助対象 設備の内容 数値は 小数点以下 1位まで記入 (2位切捨て)	太陽光発電システム 受給最大電力(予定)	kW (2.0 kW以上)	
	蓄電 システム	メーカー名	
		蓄電容量	kWh (4.0 kWh以上)
		パッケージ型番	
	太陽熱 利用 システム	メーカー名	
		B L認定の型式 (強制循環型)	
		集熱面積	m ²
景観手続	<input checked="" type="checkbox"/> 規制区域内であり必要 <input type="checkbox"/> 規制区域内だが不要 <input type="checkbox"/> 規制区域外であり不要		
交付申請時からの 変更内容 (具体的に)			

<委任状>	
私は、要綱第18条に規定する変更承認申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手續の権限を委任します。	
会社名 :	
氏名 :	
所在地 : (〒 -)	
TEL : () -	
営業日 :	

(受付番号)	(完了番号)	この欄は記入しないでください
受付日	完了日	

※ 手續を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

【誓約事項】私（申請者）は、変更承認申請を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。

- 市税等（公租公課）を滞納していません。
- 申請する設備は増設に当たりません。また、法令、条例等に適合して設置されます。
- 申請する設備の設置場所及び使用場所は、住宅（面積の1／2以上が居住の用に供されている）又は地域の集会所として利用される、京都市内の建物です。
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。

【変更承認申請の添付書類】チェックをして確認して下さい。

- 次のいずれかの書類
 - 変更契約書等で、変更後の請負契約又は売買契約が締結されていることを示す書類のコピー
 - 変更見積書等で、変更後の請負契約又は売買契約の締結予定であることを示す書類のコピー
- その他、交付申請時からの変更内容を証明する書類

実績報告には、以下の書類が必要です。早めの御準備を、また受取忘れの無いようお願いします。

- 1 領収書のコピー（設備の設置に掛かった経費をお示しいただく必要があります。）
- 2 契約書のコピー（交付申請時点で契約を締結しておらず、見積書等で申請を行った方のみ）
- 3 「変更承認申請時の申請者の現住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっている方のみ、次のア又はイの書類を追加で御提出いただき、申請条件に適合することをお示しください。
ア 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいただきます。
イ 設置場所の建物の登記事項証明書（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいただきます。

交付申請を行う設備ごとに、次の4～6の書類

- 4 太陽光発電システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー
イ 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真
- 5 蓄電システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 保証書のコピー（メーカー発行）
イ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC／DCコンバータ」の設置後写真
※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること
- 6 太陽熱利用システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 保証書のコピー（メーカー発行）
イ 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真
※B L認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること

変更承認通知書 を別住所に送付 する場合の住所	(〒　　-　　)
-------------------------------	----------

※ 新築・改修等で現在仮住まいをしており、申請者の現住所と郵送希望先が異なる場合に限ります。
申請者御本人以外へ郵送することはできません。

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金変更承認通知書

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請事項変更承認申請がありました、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更後補助対象設備 太陽光発電システム
 蓄電システム
 太陽熱利用システム

- 2 変更後補助金交付予定額 円

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

第 号
年 月 日

様

京都府長

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金変更不承認通知書

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請事項変更承認申請がありました、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金について、下記のとおり承認しないことを決定しましたので、同要綱第12条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助対象設備 太陽光発電システム
 蓄電システム
 太陽熱利用システム
- 2 不承認とした設備 太陽光発電システム
 蓄電システム
 太陽熱利用システム
- 3 不承認の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

この決定に不服がないときは、当初交付決定通知書に基づき、実績報告を行ってください。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

廃止承認申請書

(宛先) 京都市长	提出日	年	月	日
申請者の現住所 (〒　　ー　　)	フリガナ			
	申請者の 氏名			
	TEL : (　　)　　-			
※日中連絡がつく番号としてください。				

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第2号及び京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第12条第4項の規定により、交付申請内容の廃止についての承認申請を行います。

交付決定番号 :	第　　号	交付決定日 :	年　　月　　日
申請を	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	補助金額	200,000 円
廃止する	<input type="checkbox"/> 蓄電システム（太陽光発電システムと同時設置に限る）	補助金額	100,000 円
設備	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	補助金額	100,000 円
	廃止申請額（合計）	金	,000 円
廃止の理由			

(受付番号)	(完了番号)	この欄は記入しないでください
受付日	完了日	

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金廃止承認通知書

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第12条第4項の規定により申請事項廃止承認申請がありました、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第12条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 廃止を承認した補助対象設備
- 太陽光発電システム
 - 蓄電システム
 - 太陽熱利用システム

- 2 廃止を承認した交付予定額 円

第 号
年 月 日

様

京都府長

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付決定取消・変更通知書

年 月 日付けで第 号にて交付を決定しました京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金について、下記のとおり交付の取消・変更をすることを決定しましたので、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第13条及び第14条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消・変更後補助対象設備 太陽光発電システム
 蓄電システム
 太陽熱利用システム

- 2 取消・変更の理由 京都市補助金等の交付等に関する条例 第14条 基づき、
第22条

- 3 取消・変更後補助金交付予定額 円

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都府長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都府長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都府長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都府長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都府長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

実績報告書

(宛先) 京都市长	報告日 年月日
申請者の現住所 (〒 -)	フリガナ
	申請者の 氏名
	TEL: () - ※日中連絡がつく番号としてください。

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項及び京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第15条第1項の規定により、補助事業の実施実績を報告します。			
交付決定番号:	第 号	交付決定日:	年月日
補助対象 設備の設置 場所所在地	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同一の場所		
	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所以外の場所 (〒 -) 京都府京都市		
実績報告 する補助 対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム		補助金額 200,000 円
	<input type="checkbox"/> 蓄電システム(太陽光発電システムと同時設置に限る)		補助金額 100,000 円
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム		補助金額 100,000 円
設置日	年月日	今回補助額(合計)	金 ,000 円
設置したの 補助対象 設備の内容 数値は 小数点以下 1位まで記入 (2位切捨て)	太陽光発電システム 受給最大電力	kW (2.0kW以上)	
	蓄電 システム	メー カー 名	
		蓄電容量	kWh (4.0kWh以上)
		パッケージ型番	
	太陽熱 利用 システム (強制 循環型)	メー カー 名	
		B L認定の型式	
集熱面積		m ²	
景観手続の 結果	<input type="checkbox"/> 手続済	届出番号又は許認可番号 号	
	<input type="checkbox"/> 手続不要	届出済日又は許認可日 年月日	
補助対象設備 の設置に 掛かった 経費内訳 (税抜)	太陽光発電 システム	円	
	蓄電 システム	円	
	太陽熱利用 システム	円	

<委任状>		
私は、要綱第18条に規定する実績報告手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。		
会社名 :		
氏名 :		
所在地:(〒 -)		
TEL: () -		
営業日 :		
(受付番号)	(完了番号)	この欄は記入しないでください
受付日	完了日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、一週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、以下にその内容を記載してください。

【誓約事項】私（申請者）は、実績報告を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。

- 市税等（公租公課）を滞納していません。
- 申請する設備は増設に当たりません。また、法令、条例等に適合して設置しました。
- 報告する設備の設置場所及び使用場所は、住宅（面積の1／2以上が居住の用に供されている）又は地域の集会所として利用される、京都市内の建物です。
- この誓約事項及び報告内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。

【実績報告の添付書類】チェックをして確認して下さい。

- 領収書等のコピーで、以下が確認できる書類
 - 宛名（申請者氏名と一致） 補助対象経費を契約の相手方に支払ったこと
- 契約書のコピー（ 交付申請時に提出したので、省略する。）
- 「交付申請時の申請者の住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっていた方のみ、次のいずれかの書類
 - 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいただきます。
 - 設置場所の建物の登記事項証明書（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいただきます。

交付申請を行う設備ごとに、次の書類

- 太陽光発電システムを申請された方は次の両方
 - 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー
 - 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真
- 蓄電システムを申請された方は次の両方
 - 保証書のコピー（メーカー発行）
 - 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC／DCコンバータ」の設置後写真

※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること
- 太陽熱利用システムを申請された方は次の両方
 - 保証書のコピー（メーカー発行）
 - 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真

※B L認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること

(参考)「景観手続の結果」欄の「届出番号又は許認可番号」について

景観手続に関する書類に記載されるもので、次の内容を、番号を含めすべて記入してください。

- ・京都市指令都景風第～号
- ・京都市指令都景景第～号
- ・修～号
- ・眺～号

第 号
年 月 日

様

京都市长

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付額決定通知書

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第15条第1項の規定により実績報告のありました京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金について、下記のとおり交付額を決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条及び同要綱第16条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助対象設備
- 太陽光発電システム
 - 蓄電システム
 - 太陽熱利用システム

- 2 補助金交付額 円

3 財産処分の制限

補助金交付を受けて設置した設備を市長の許可なく他の目的に使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供することはできません。

※ 京都市補助金等の交付等に関する条例第31条第1項第1号及び第2号並びに京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第20条第2項に規定

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

年 月 日

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金

交付請求書

(宛先) 京都市長

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第17条第1項の規定により、補助金の交付を請求します。

請求者の氏名 (補助金申請者と同一の者)	印
請求者の住所	

補助金の請求額	金 , 000円
---------	----------

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金

交付請求書 別紙

補助金の振込先

指定 口座	金融機関名		店舗名				
	銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店 出張所				
	種別	口座番号（下欄に右づめで数字を記入すること）					
	1 普通 2 当座 3 賢蓄						
	口座 名義人	フリガナ					
		漢字	(名義人=請求者=申請者とすること)				

第14号様式（第20条関係）

年　月　日

(宛先) 京都市长

住所

氏名

(日中連絡可能な電話番号)

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金に係る財産処分承認申請書

標記の件について、下記のとおり取得財産を処分したいので、京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象設備 太陽光発電システム
 蓄電システム
 太陽熱利用システム

2 補助対象設備の設置場所

3 補助対象設備の総工事費及び補助金額

4 財産処分の内容

- (1) 財産処分の目的
- (2) 財産処分の理由
- (3) 財産取得年月日
- (4) 財産取得後の経過年数
- (5) 財産処分制限期間
- (6) 処分の内容
- (7) 処分予定年月日
- (8) 評価額
- (9) 評価額の算出方法

5 補助金返還額

6 補助金返還額の算出根拠

7 添付書類（付近見取図、平面図、処分対象機器仕様書、写真及びその他参考となる資料）

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金に係る財産処分承認通知書

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第20条第2項の規定により、処分を制限された取得財産等の財産処分の承認申請について、下記のとおり承認することとしましたので、同要綱第20条第3項の規定に基づき補助金返還額を通知します。

記

- 1 返還対象設備 太陽光発電システム
 蓄電システム
 太陽熱利用システム

2 返還対象設備の設置場所

3 返還対象設備の総工事費及び補助金額

4 財産処分の内容

- (1) 財産処分の目的
- (2) 財産処分の理由
- (3) 財産取得後の経過年数
- (4) 財産処分制限期間
- (5) 処分の内容
- (6) 処分予定年月日
- (7) 評価額
- (8) 評価額の算出方法

5 補助金返還額

6 補助金返還額の算出根拠